

グランスクエア橋学園宅配ボックス運営細則

グランスクエア橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、グランスクエア橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という。）第19条（附属規程）により、対象物件内に設置する自動受け渡し設備（以下「宅配ボックス」という。）の使用に関し、次の通り本細則を定める。

（使用目的）

第1条 宅配ボックスは、区分所有者及び占有者（以下「居住者」という。）が不在時に、各種配達小荷物等（以下「配達物等」という。）を居住者に代わって受け取り、一時保管するためのものである。

（使用資格）

第1条の2 宅配ボックスを使用する資格を有する者は居住者とする。

（使用制限）

第2条 居住者が在宅の場合には、配達物等は居住者が配達業者等と直接授受するものとし、宅配ボックスを使用してはならない。

（保管の禁止）

第3条 次の各号に掲げるものは、宅配ボックスに保管してはならないものとする。

- 一 ボックスの規格外の物。
- 二 動物。
- 三 発火・引火・爆発等のおそれのある危険物、劇薬及び悪臭を発する不衛生な物。
- 四 現金及び株券・債権等の有価証券類及び宝石・貴金属類。
- 五 犯罪の用に供されるおそれのある物、その他公序良俗に反する物。
- 六 生鮮食品、その他変質・腐敗しやすい物。
- 七 封書・葉書類・書留。
- 八 販売サンプル等受取人の不特定な物。
- 九 ボックスを汚損又は破損するおそれのある物。
- 十 その他、保管に適さないと認められる物。

（保管禁止物を入れた場合の処置）

第4条 保管品が前条に該当する疑いのある時は、宅配ボックスを管理する事業者（以下「管理者」という。）は宅配ボックスを開扉のうえ、実情に応じ保管品を開披・廃棄する等適切な処置をとることができ、居住者はこれに異議を申し立ててはならない。

（保管期間）

第5条 保管開始の時から72時間とする。

（経過後の処置）

第6条 保管期間が経過したにもかかわらず、保管品の引取りがない場合には、管理者が宅配ボックスを開扉のうえ、保管品を保管又は廃棄する等の処置をとることができる。

（清掃のための開扉）

第7条 管理者は、一定期間ごとに宅配ボックスを開扉のうえ、その清掃を行なうことができる。

（破損等による損害賠償）

第8条 居住者及びその関係人が、故意又は過失により宅配ボックスを破損した場合は、当該居住者はその損害を賠償しなければならない。

（受取り代行の承認）

第9条 宅配ボックスは、居住者が不在時に配達物等を本人に代わって受け取るためのものであり、居住者は宅配ボックスが発行する受領書によって、その受け取りを代行させることをあらかじめ承認するものとする。

(使用方法等)

第10条 宅配ボックスの使用開始にあたり、居住者は管理者の定める手続きを行わなければならない。

2 居住者は管理者の定める使用方法にしたがって宅配ボックスを使用しなければならない。

3 前二項の規定のいずれかを遵守しない居住者は宅配ボックスを使用できない。

(損害の責任)

第11条 宅配ボックス内の保管品が、盗難、破損等の損害を受けても、管理組合はその責任を負わないものとする。

(細則外事項及び改廃)

第12条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附則 (施行日)

第1条 本細則は、2017年2月27日から施行する。

[制定：2005年2月26日] [改定：2017年2月26日]